

令和3年9月21日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

建設産業常任委員会
委員長 末吉 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第55号議案 宗像市自転車等駐車場（東郷駅）及び宗像市自動車駐車場（東郷駅）の指定管理者の指定について

宗像市自転車等駐車場（東郷駅）及び宗像市自動車駐車場（東郷駅）の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 施設の名称 宗像市東郷駅日の里口第1自転車等駐車場 外4施設
- 2 団体の名称等 公益社団法人宗像市シルバー人材センター
理事長 久芳 昭文
宗像市赤間四丁目2番1号
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 公募により応募があった2者について、宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会において、書類及びプレゼンテーションによる審査が行われ、公益社団法人宗像市シルバー人材センターを候補者として市に答申した。これを受け、市として検討した結果、宗像市シルバー人材センターは当該業務の実績があること、また、新規利用者獲得にも積極的に取り組んでいることなどから、選定委員会の答申と同様、宗像市シルバー人材センターが指定管理者として適当であると判断した。
- 5 当該施設は平成30年12月に整備が完了し、これまで直営で管理してきたが、約3年間の準備期間を経て、新たに指定管理者による管理に移行するものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第56号議案 宗像市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法の規定に基づき、新たに附属機関を設置するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は、次のとおり。

- 1 管理不全な空き家において危険な状態にさらされている場合、現状では空家等対策の推進に関する特別措置法に応急措置に関する規定がないため、対応までに時間を要する状況が発生している。このことから、地域の実情に応じて迅速で効果的な空き家対策を行えるよう、法に定めのない事項について規定する新たな条例の制定を目指すため、宗像市空家等対策の推進に関する条例検討審議会を設置するものである。
- 2 審議会の委員は、大学教員、司法書士等の有識者、行政機関職員及び市民代表を想定している。また、条例制定後は審議会を廃止し、条例を含めた空き家対策全体の進捗管理に関しては、宗像市空家等対策協議会で行っていく予定である。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 57 号議案 宗像市過疎地域持続的発展計画（大島地域）について

宗像市過疎地域持続的発展計画（大島地域）を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は、次のとおり。

- 1 過疎地域自立促進特別措置法が本年 3 月で期限を迎え、4 月から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、新法に基づく計画を新たに策定するものである。この計画に事業内容を掲載することで過疎対策事業債の充当が可能となり、充当率は 100% である。また、借入額の 70% が後年に交付税措置される。計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間である。
- 2 計画には、移住・定住・地域間交流の促進、地域における情報化、再生可能エネルギーの利用の促進等の項目が新たに盛り込まれている。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。